

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める事務 項番117	—	情報照会者:厚生労働大臣 事務:年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号利用法の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める事務 項番119	情報照会者:都道府県知事 事務:難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	削除	事後	番号利用法の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める事務 項番120	—	情報照会者:都道府県知事 事務:難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号利用法の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続 その他	中間サーバー、国保・年金・後期高齢者医療システム、介護保険システム、福祉情報システム、市営住宅総合管理システム、選挙システム、下水道事業受益者負担金システム、財務会計システム、文書管理システム、人事・給与・庶務システム、水道料金オンラインシステム	中間サーバー、国保・年金・後期高齢者医療システム、介護保険システム、福祉情報システム、市営住宅総合管理システム、選挙システム、下水道事業受益者負担金システム、財務会計システム、文書管理システム、人事・給与・庶務システム、水道料金オンラインシステム、小児慢性等システム、教育事務システム、放課後児童クラブ利用料金収納管理システム、庁内LAN	事後	接続システムの対象の増加によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	提供を行っている 60件 移転を行っている 20件	提供を行っている 62件 移転を行っている 27件	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	システムのアクセスログ管理機能により、利用者、日時、利用端末、利用情報等の情報を記録している。	システムのアクセスログ管理機能により、利用者、日時、利用端末、利用情報等の情報を記録し、年1回以上分析している。	事前	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	・システムで特定個人情報ファイルにアクセスした場合は、アクセスログにより記録している(委託先及び再委託先の従業者がシステムを操作する場合を含む。)	・システムで特定個人情報ファイルにアクセスした場合は、アクセスログ管理機能により、利用情報等の情報を記録し、年1回以上分析している(委託先及び再委託先の従業者がシステムを操作する場合を含む。)	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	・市税システムにおいては、照会者、照会日時、照会した内容について、照会履歴を取得している。	・市税システムにおいては、照会者、照会日時、照会した内容について、照会履歴を記録し、年1回以上分析している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅳ その他のリスク対策 ①自己点検 具体的なチェック方法	＜広島市における措置＞ ・毎年1回、情報セキュリティの自己点検を実施することとしている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	＜広島市における措置＞ ・「広島市情報セキュリティポリシー」に、「定期的に又は必要に応じて自己点検を行い、改善の必要があるものについては、速やかに改善措置を行うこと」を定め、毎年1回、情報セキュリティの自己点検を実施することとしている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、毎年1回、自己点検を実施することとしている。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅳ その他のリスク対策 ②監査 具体的な内容	＜広島市における措置＞ ・情報セキュリティに関する外部監査を定期的に実施することとしている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	＜広島市における措置＞ ・「広島市情報セキュリティポリシー」に、「定期的に又は必要に応じて情報セキュリティ監査を行い、改善の必要があるものについては、速やかに改善措置を行うこと」を定め、毎年1回、外部監査を実施することとしている。 (監査内容) ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全措置など ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、毎年1回、監査を行うこととしている。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	添付資料1 別添1 事務の内容	(記載なし)	「企業」→「地方税ポータルセンター」→「電子申告・年金特徴システム」→「市税システム」間に「⑥ 納付情報等」を追加	事後	特定個人情報ファイルに含まない情報の授受に関する記載を追加したもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	添付資料1 別添2 事務の内容 (備考)⑥	⑥納税者の納付(納入)状況について、金融機関等からの領収済通知書等により確認する。	⑥納税者の納付(納入)状況について、金融機関等からの領収済通知書、地方税ポータルセンターからの納付情報等により確認する。	事後	特定個人情報ファイルに含まない情報の授受に関する記載を追加したもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	所属・係ごとに業務で使用する機能をあらかじめ設定し、その機能に限るよう権限設定を行っている。 ＜共通基盤における措置＞ 1. ICカード管理台帳を作成し、ユーザIDごとのシステム利用権限を管理している。 2. ユーザIDの登録、変更、削除に関する記録を10年間保管することとしている。	・所属・係ごとに業務で使用する機能をあらかじめ設定し、その機能に限るよう権限設定を行っている。 ・ユーザIDの登録、変更、削除に関する記録を5年間保管することとしている。 ＜共通基盤における措置＞ 1. ICカード管理台帳を作成し、ユーザIDごとのシステム利用権限を管理している。 2. ユーザIDの登録、変更、削除に関する記録を10年間保管することとしている。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	特定個人情報を含む紙媒体が不正に使用されるリスクについては、執務室を関係者以外立入禁止としており、また特定個人情報を含む紙媒体は鍵付保管庫等で保管している。	その他、特定個人情報の使用にあたり以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 また、特定個人情報を含む紙媒体が不正に使用されるリスクについては、執務室を関係者以外立入禁止としており、また特定個人情報を含む紙媒体は鍵付保管庫等で保管している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・契約書において、個人情報の登録された資料の複製を禁止しており、契約終了後は直ちに返還することになっている。 ・電子記録媒体を廃棄する場合には、内部の情報が完全に判読不能の状態にしてから廃棄することになっている。 ・本市は上記の履行状況を確認するため、報告を求め、必要に応じて立入検査を実施している。	・契約書において、個人情報の登録された資料の複製を禁止しており、契約終了後は直ちに返還することになっている。 ・電子記録媒体を廃棄する場合には、管理者の許可を得て、記録媒体に対して一定回数以上の上書き又は物理的な破壊等のデータ消去作業を行った上で廃棄することになっている。 ・本市は上記の履行状況を確認するため、データ消去証明書の提出を求め、必要に応じて立入検査を実施している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	契約書において、再委託を行う場合にはあらかじめ本市の承諾を得ることとしており、市が承諾するに当たっては、再委託の必要性、再委託先の情報管理体制などを確認の上、検討することになっている。	・契約書において、再委託を行う場合にはあらかじめ本市の承諾を得ることとしており、市が承諾するに当たっては、再委託の必要性、再委託先の情報管理体制などを確認の上、検討することになっている。 ・情報セキュリティ実施手順に基づき、再委託先においても、委託先と同様の情報セキュリティ対策を実施させている。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先9	移転先9: 都市整備局住宅政策課 ①法令上の根拠: 広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の7の項及び17の項 ②移転先における用途: 市営住宅家賃の決定 ③移転する情報: 個人市民税課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数: 1万人以上10万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲: 個人市民税の納税者、課税調査の対象者等 ⑥移転方法: 庁内連携システム ⑦時期・頻度: 年1回	移転先9: 都市整備局住宅政策課 ①法令上の根拠: 広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項、番号利用別表第2の31の項及び54の項、広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の5の項、7の項及び20の項 ②移転先における用途: 市営住宅家賃の決定 ③移転する情報: 個人市民税課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数: 1万人以上10万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲: 市営住宅入居者又はその同居者若しくは市営住宅入居申込者又はその同居予定者 ⑥移転方法: 庁内連携システム ⑦時期・頻度: 随時	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先16 ①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の11の項	番号利用別表第2の70の項	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先16 ①移転先による用途	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給の決定、養育医療に要する費用の徴収	母子保健法による費用の徴収	事後	マイナンバーを利用しないことによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先21		移転先21:健康福祉局障害自立支援課、各区厚生部福祉課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の23の項 ②移転先における用途:補装具費の支給に係る負担能力の認定 ③移転する情報:個人市民税課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数:1万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:個人市民税納税者、課税調査対象者のうち利用者本人(支給決定保護者)の属する世帯 個人市民税納税者、課税調査対象者のうち当該障害者及び配偶者 ⑥移転方法:庁内連携システム ⑦時期・頻度:随時	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先22		移転先22:こども未来局保育企画課、各区厚生部福祉課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の16の項 ②移転先における用途:施設型給付等に係る利用者負担額の決定、副食費の免除決定 ③移転する情報:個人市民税課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数:1万人以上10万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:子ども・子育て支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者 ⑥移転方法:庁内連携システム ⑦時期・頻度:随時	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先23		移転先23:健康福祉局保健部保険年金課、各区厚生部福祉課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の17の項 ②移転先における用途:重度心身障害者医療費補助の資格者証の交付の申請に係る事実についての審査 ③移転する情報:個人市民税課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数:1万人以上10万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:重度心身障害者、当該重度心身障害者の配偶者及び扶養義務者 ⑥移転方法:庁内連携システム、その他(市税システム端末操作) ⑦時期・頻度:随時	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先24		移転先24:健康福祉局保健部保険年金課、各区厚生部福祉課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の18の項 ②移転先における用途:こども医療費補助の資格者証の交付の申請に係る事実についての審査 ③移転する情報:個人市民税課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数:10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:子どもの保護者 ⑥移転方法:庁内連携システム、その他(市税システム端末操作) ⑦時期・頻度:随時	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先25		移転先25:健康福祉局保健部保険年金課、各区厚生部福祉課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の19の項 ②移転先における用途:ひとり親家庭等医療費補助の資格者証の交付の申請に係る事実についての審査 ③移転する情報:個人市民税課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数:1万人以上10万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:対象児童等、児童と生計を一にする扶養義務者 ⑥移転方法:庁内連携システム、その他(市税システム端末操作) ⑦時期・頻度:随時	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先26		移転先26:健康福祉局高齢福祉部介護保険課、各区厚生部福祉課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の21の項 ②移転先における用途:介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による介護サービスに係る利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの ③移転する情報:個人市民税課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数:10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:市税の納税者、課税調査対象者のうち介護保険被保険者及びその世帯員 ⑥移転方法:庁内連携システム ⑦時期・頻度:随時	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先27		移転先27:健康福祉局障害自立支援課、各区厚生部福祉課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の22の項 ②移転先における用途:障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費の支給に係る負担能力の認定 ③移転する情報:個人市民税課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数:1万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:個人市民税納税者、課税調査対象者のうち利用者本人(支給決定保護者)の属する世帯 ⑥移転方法:庁内連携システム ⑦時期・頻度:随時	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	・市税システム情報セキュリティ実施手順に基づき、特定個人情報が保存された記録媒体そのものを廃棄する場合には、管理者の許可を得て、記録媒体に対して一定回数以上の無作為な書き込みを行った上で、媒体そのものを物理的に破壊するとともに管理台帳に廃棄日を記載する。	・市税システム情報セキュリティ実施手順に基づき、特定個人情報が保存された記録媒体そのものを廃棄する場合には、管理者の許可を得て、委託業者が記録媒体に対して一定回数以上の無作為な書き込みを行った上で、媒体そのものを物理的に破壊するとともに管理台帳に廃棄日を記載する。また、データ消去証明書の提出を求め、必要に応じて立入検査を実施している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発	次に掲げる情報セキュリティ研修・公務員倫理研修を毎年実施し、具体的な情報セキュリティ事故の事例紹介等により、職員の情報セキュリティ意識・法令遵守意識の向上を図っている。 ・情報セキュリティ研修 新規採用職員研修、一般職員研修、新任課長級職員研修、新任課長補佐級職員研修 ・公務員倫理研修 全職員研修、所属長研修、所属長による所属内研修	次に掲げる情報セキュリティ研修・公務員倫理研修を毎年実施し、具体的な情報セキュリティ事故の事例紹介等により、職員の情報セキュリティ意識・法令遵守意識の向上を図っている。 なお、情報セキュリティ研修については、eラーニングを導入し、未受講者に対して催促メールを送信することで受講率の向上を図っている。また、公務員倫理研修(情報セキュリティに関する部分)については、庁内LANの全庁資料室に研修資料を掲載しているため、未受講者がいつでも研修資料を参照できる。 ・情報セキュリティ研修 新規採用職員研修、一般職員研修、新任課長級職員研修、新任課長補佐級職員研修 ・公務員倫理研修(情報セキュリティに関する部分) 全職員研修、所属長研修、所属長による所属内研修	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人市民税の納税者、課税調査の対象者等	個人市民税納税者、課税調査対象者のうち利用者本人(支給決定保護者)の属する世帯	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人市民税の納税者、課税調査の対象者等	個人市民税納税者、課税調査対象者のうち利用者本人(支給決定保護者)の属する世帯	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人市民税の納税者、課税調査の対象者等	個人市民税納税者、課税調査対象者のうち利用者本人(支給決定保護者)の属する世帯 個人市民税納税者、課税調査対象者のうち当該障害者及び配偶者	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人市民税の納税者、課税調査の対象者等	個人市民税の納税者、課税調査の対象者等(そのうち自立支援医療費の支給認定に該当するもの)	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人市民税の納税者、課税調査の対象者等	個人市民税の納税者、課税調査の対象者等のうち特別児童扶養手当に該当するもの	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人市民税の納税者、課税調査の対象者等	個人市民税の納税者、課税調査の対象者等のうち、障害児福祉手当又は特別障害者手当に該当するもの	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人市民税の課税対象者、課税調査の対象者等	子ども・子育て支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先17 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	同一世帯に属する者	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	民間事業者が提供するASPサービスを利用して電子申告・年金特徴システムを運用	民間事業者が提供するASPサービスを利用して電子申告・年金特徴システムを運用・保守	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	・紙媒体による入手は、あらかじめ決められた窓口限定し、搾取・奪取が行えないようにしている。	・紙媒体による入手は、あらかじめ決められた窓口限定し、奪取が行えないようにしている。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	・所属・係ごとに業務で使用する機能をあらかじめ設定し、その機能に限るよう権限設定を行っている。 ・ユーザIDの登録、変更、削除に関する記録を5年間保管することとしている。	・所属・係ごとに業務で使用する機能をあらかじめ設定し、その機能に限るよう権限設定を行っている。 ・ユーザIDの登録、変更、削除に関する記録を5年間保管することとしている。 ・アクセス権限を有する全職員について、権限設定に誤りがないか年1回確認を行う。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	—	・データセンターから情報記録媒体の持ち出しを行う場合、事前に本市担当職員が押印した情報記録媒体等持出承認書をデータセンターに持参し、退館する際に警備員に提出することとしている。 ・データセンターから退館する際、警備員による手荷物検査を行い、情報記録媒体等持出承認書に記載のない情報記録媒体を保持していた場合、データセンターからの持ち出しはできない。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤ 物理的対策	—	・データセンターから情報記録媒体の持ち出しを行う場合、事前に本市担当職員が押印した情報記録媒体等持出承認書をデータセンターに持参し、退館する際に警備員に提出することとしている。 ・データセンターから退館する際、警備員による手荷物検査を行い、情報記録媒体等持出承認書に記載のない情報記録媒体を保持していた場合、データセンターからの持ち出しはできない。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤ 物理的対策	・特定個人情報の消去にあたっては、ハードディスク等の記録装置に対する一定回数以上の上書き又は物理的な破壊等のデータ消去作業を行った上で廃棄することとしている。	・特定個人情報の消去にあたっては、委託業者がハードディスク等の記録装置に対する一定回数以上の上書き又は物理的な破壊等のデータ消去作業を行った上で廃棄することとしている。また、データ消去証明書の提出を求め、必要に応じて立入検査を実施している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順	・市税システム情報セキュリティ実施手順に基づき、特定個人情報が保存された記録媒体そのものを廃棄する場合には、管理者の許可を得て、記録媒体に対して一定回数以上の上書き作業を行った上で、媒体そのものを物理的に破壊するとともに管理台帳に廃棄日を記載する。	・市税システム情報セキュリティ実施手順に基づき、特定個人情報が保存された記録媒体そのものを廃棄する場合には、管理者の許可を得て、委託業者が記録媒体に対して一定回数以上の上書き作業を行った上で、媒体そのものを物理的に破壊するとともに管理台帳に廃棄日を記載する。また、データ消去証明書の提出を求め、必要に応じて立入検査を実施している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・サーバー、パソコン等情報機器については、記録装置に対して、物理的破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行っている。	・サーバー、パソコン等情報機器については、記録装置に対して、委託業者が物理的破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行っている。また、データ消去証明書の提出を求め、必要に応じて立入検査を実施している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠	1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 なお、上記1及び2においては、ICカードでの認証を行い、3においてはICカード、パスワード及び生体認証(指紋)の三要素での認証を行っている。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策	1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠	1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 なお、上記1及び2においては、ICカードでの認証を行い、3においてはICカード、パスワード及び生体認証(指紋)の三要素での認証を行っている。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年6月18日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の27の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の2の2、59の3条 ※番号利用法別表第二の29、71、115の項に係る主務省令は未制定。	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の27の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、51、53、54、55、58、59、59の2の2、59の2の3、59の3条 ※番号利用法別表第二の29、71、102、115の項に係る主務省令は未制定。	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年6月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先28		移転先28:健康福祉局保護自立支援課、各区厚生部生活課 ①法令上の根拠:番号利用法第19条第7項別表第2の26の項 ②移転先における用途:保護の実施に関する事務 ③移転する情報:個人市民税課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数:1万人以上10万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:要保護者又は被保護者であった者 ⑥移転方法:庁内連携システム ⑦時期・頻度:随時	事後	特定個人情報の移転先を追加することによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年6月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先29		移転先29:こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部福祉課 ①法令上の根拠:広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の3の項 ②移転先における用途:児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務 ③移転する情報:個人市民税課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数:1万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者 ⑥移転方法:庁内連携システム ⑦時期・頻度:年次、随時	事後	特定個人情報の移転先を追加することによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月24日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の27の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、51、53、54、55、58、59、59の2の2、59の2の3、59の3条 ※番号利用法別表第二の29、71、102、115の項に係る主務省令は未制定。	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第二の27の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、39の2、40、43、43の3、43の4、44、44の5、45、47、49、49の2、51、53、54、55、58、59、59の2の2、59の2の3、59の3、59の4条 ※番号利用法別表第二の29、102、115の項に係る主務省令は未制定。	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	番号利用法第19条第7号	番号利用法第19条第8号	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	番号利用法第19条第7号別表第二に定める情報照会者(別紙1)	番号利用法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1)	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	番号利用法第19条第7号	番号利用法第19条第8号	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先10 ①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項、番号利用法第19条第7項別表第2の66の項	広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項、番号利用法別表第2の66の項	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先11 ①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条第3項、番号利用法第19条第7項別表第2の67の項	番号利用法別表第2の67の項	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先21 ①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の23の項	広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の24の項	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先26 ①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の21の項	広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の22の項	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先21 ①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の22の項	広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の23の項	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先30		移転先30: ①法令上の根拠: 広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の21の項 ②移転先における用途: 重度精神障害者通院医療費補助の資格者証の交付の申請に係る事実についての審査 ③移転する情報: 個人市民税課税情報 ④移転する情報の対象となる本人の数: 1万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲: 重度精神障害者、当該重度心身障害者の配偶者及び扶養義務者 ⑥移転方法: 庁内連携システム ⑦時期・頻度: 年次、随時	事後	特定個人情報の移転先を追加することによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年5月24日	(別紙1)番号利用法第19条第8号別表第2に定める事務	(別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める事務	(別紙1)番号利用法第19条第8号別表第2に定める事務	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年5月24日	(別紙1)番号利用法第19条第8号別表第2に定める事務		項番: 121 情報照会者: 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等 事務: 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報: 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱うシステム6 ②システムの機能	4. 団体内統合宛名機能 個人番号と団体内統合宛名番号とを紐付けて管理する機能。団体内統合宛名番号が未登録の個人番号については、新規に団体内統合宛名番号を払出す。	4. 団体内統合宛名機能 個人番号と団体内統合宛名番号とを紐付けて管理する機能。団体内統合宛名番号が未登録の個人番号については、新規に団体内統合宛名番号を割り当てる。	事後	記載内容の見直しを行ったもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱うシステム8 ②システムの機能	1. 符号管理機能 情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会及び情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 他の行政機関等への特定個人情報の照会及び提供された特定個人情報の受領を行う機能 3. 情報提供機能 他の行政機関等からの特定個人情報の照会に対して、該当する特定個人情報を提供する機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領を行う機能 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う機能	事後	記載内容の見直しを行ったもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱うシステム8 ②システムの機能	4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得のための連携を行う機能 5. 情報提供等記録管理機能 他の行政機関からの特定個人情報の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 情報提供の対象となる特定個人情報の副本を保持・管理する機能	4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報を副本として、保持・管理する機能	事後	記載内容の見直しを行ったもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供及び符号取得のための連携を行う機能 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報の暗号化及び複合化や電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理及び情報提供ネットワークシステムから受信した情報提供NWS配信マスター情報の管理を行う機能	7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステムから受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能	事後	記載内容の見直しを行ったもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除等を行う機能	9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除、機関別設定情報の管理を行う機能	事後	記載内容の見直しを行ったもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	(右記を追加)	11. 自己情報提供機能 自己情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能 12. お知らせ機能 お知らせ機能は、お知らせ情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能	事後	特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムの機能を追加したもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	I 基本情報 (別添1) 事務内容	(備考) ①～⑦ (略) ⑧納期限までに完納しない場合は、納税者に督促状を送付する。 ⑨督促状送付後も完納しない場合は、広島市市税等お知らせセンターから納税者に電話による納付勧奨等を行う。また、職員による滞納整理を開始する。 ⑩納税者等からの証明書交付請求書を受け付け、請求内容に応じた証明書を交付する。	(備考) ①～⑦ (略) ⑧⑦について、必要に応じて、番号利用法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムにより情報照会を行う。 ⑨納期限までに完納しない場合は、納税者に督促状を送付する。 ⑩督促状送付後も完納しない場合は、広島市市税等お知らせセンターから納税者に電話による納付勧奨等を行う。また、職員による滞納整理を開始する。 ⑪納税者等からの証明書交付請求書を受け付け、請求内容に応じた証明書を交付する。	事前	
令和5年12月21日	II ファイルの概要 2. 基本情報 ④ 記録される項目 主な記録項目 その他	—	口座登録・連携ファイル関係情報	事前	
令和5年12月21日	II ファイルの概要 2. 基本情報 ④ 記録される項目 その妥当性 ③ 業務関係情報	(右記を追加)	・口座登録・連携ファイル関係情報: 納税義務者からの依頼に基づき、過誤納金等の振込先口座を取得するため。	事前	
令和5年12月21日	II ファイルの概要 2. 基本情報 ④ 記録される項目 全ての記録項目 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 【個人市・県民税関係】 <課税台帳情報>	(右記の項目を追加)	226. 減免前森林環境税額 227. 減免後森林環境税額 228. 森林環境税減免額 229. 特徴森林環境税額 230. 普徴森林環境税額 231. 年金以外分普徴森林環境税額 232. 年金対象森林環境税額 233. 年金特徴森林環境税額 234. 月割・期割額別国税額	事前	
令和5年12月21日	II ファイルの概要 2. 基本情報 ④ 記録される項目 全ての記録項目 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 【収納管理関係】 <収納管理情報>	(右記の項目を追加又は修正)	4. 通知書番号 6. 賦課区 12. 過誤納額 14. 収入年月日 15. 収入区分	事前	
令和5年12月21日	II ファイルの概要 2. 基本情報 ④ 記録される項目 全ての記録項目 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 【収納管理関係】 <還付充当情報>	—	1. 還付充当番号 2. 調定年度 3. 対象年度 4. 科目 5. 通知書番号 6. 期別 7. 賦課区 8. 宛番号 9. 過誤納額 10. 過誤納通知日 11. 過誤納理由 12. 支出決定日 13. 還付額 14. 充当額 15. 還付加算金 16. 還付方法 17. 還付口座情報 18. 口座登録・連携ファイル情報 19. 還付年月日 20. 充当先調定年度 21. 充当先対象年度 22. 充当先科目 23. 充当先通知書番号 24. 充当先期別 25. 充当先賦課区 26. 更新職員ID 27. 更新年月日	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月21日	IIファイルの概要 2.基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 【収納管理関係】 <共通納税納付情報>	-	1.納付番号 2.納付区分 3.確認番号 4.調定年度 5.対象年度 6.宛名番号 7.納税者ID 8.利用者ID 9.納付額 10.納付年月日 11.収入年月日 12.更新職員ID 13.更新年月日	事前	
令和5年12月21日	IIファイルの概要 2.基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 【滞納管理関係】 <滞納者情報>	(右記の項目を追加又は修正)	18.期別コード 110.徴収猶予ID 201.申請者グループコード 232.本税充当額 233.延滞金充当額 331.自宅電話番号 332.携帯電話番号 355.約束担当者所属課名 368.電話番号情報 369.加算金情報 370.土地情報 371.家屋情報 372.充当額残額情報 373.未充当額情報 374.不納欠損額情報 375.連絡先情報 376.勤務先情報 377.送付先情報 378.本籍情報 379.外国籍情報 380.本税収納額 381.延滞金収納額 382.収納額合計 383.執行停止延滞金額 384.収入年月日 385.確定延滞金 386.算出延滞金 387.一時取扱金情報 388.関係者情報 389.時効管理情報 390.預かり文書情報 391.公売情報 392.同一人情報	事前	
令和5年12月21日	IIファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	国税庁、年金保険者、地方公共団体情報システム機構	国税庁、年金保険者、地方公共団体情報システム機構、デジタル庁	事前	
令和5年12月21日	IIファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	(右記を追加)	・口座登録・連携ファイル関係情報・随時	事前	
令和5年12月21日	II ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<広島市における措置> ・特定個人情報は本市データセンター内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。 ・データセンターでは、以下の3か所の入口において入退管理を行う。それぞれの入口を通過するためには、事前に入室申請がなされた個人ごとのICカードが必要となる。また、入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートでは有人監視を実施するほか、重要な区画の入口には監視カメラを設置している。 1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 なお、上記1及び2においては、ICカードでの認証を行い、3においてはICカード、パスワード及び生体認証(指紋)の三要素での認証を行っている。	<広島市における措置> ・特定個人情報は本市データセンター内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。 ・データセンターでは、以下の3か所の入口において入退管理を行う。 1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 上記1及び2においては、ICカードでの認証を行い、3においてはICカード、パスワード及び生体認証(指紋)の三要素での認証を行っている。なお、ICカードは個人ごとに事前に入室申請しておく必要がある。 また、入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートでは有人監視を実施するほか、重要な区画の入口には監視カメラを設置している。	事後	記載内容の見直しを行ったもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	IIファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは中間サーバー用データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入り的身分証明書と事前申請との照合を行う。	事後	記載内容の見直しを行ったもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	IIファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	記載内容の見直しを行ったもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手の際の本人確認の措置の内容	<共通基盤における措置> ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意された仕様に基づき、自動的に情報の入手が行われる仕組みとなっており、入手した情報が他人の情報と紐付けられたり、全く別の情報に書き換えられたりすることはない。	<共通基盤における措置> ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意された仕様に基づき、自動的に情報の入手が行われる仕組みとなっており、入手した情報が他人の情報と紐付けられたり、別の情報に書き換えられたりすることはない。	事後	記載内容の見直しを行ったもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月21日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3:個人番号の真正性確認の措置の内容	<共通基盤における措置> ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意された仕様に基づき、自動的に情報の入手が行われる仕組みとなっており、入手した情報が他人の個人番号と紐付けられたり、全く別の番号に書き換えられたりすることはない。	<共通基盤における措置> ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意された仕様に基づき、自動的に情報の入手が行われる仕組みとなっており、入手した情報が他人の個人番号と紐付けられたり、別の番号に書き換えられたりすることはない。	事後	記載内容の見直しを行ったもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	記載内容の見直しを行ったもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	記載内容の見直しを行ったもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3:入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	記載内容の見直しを行ったもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5:不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ③微機情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事後	記載内容の見直しを行ったもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<広島市における措置> ・特定個人情報は本市データセンター内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。 ・データセンターでは、以下の3か所の入口において入退管理を行う。それぞれの入口を通過するためには、事前に入室申請がなされた個人ごとのICカードが必要となる。また、入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートでは有人監視を実施するほか、重要な区画の入口には監視カメラを設置している。 1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 なお、上記1及び2においては、ICカードでの認証を行い、3においてはICカード、パスワード及び生体認証(指紋)の三要素での認証を行っている。	<広島市における措置> ・特定個人情報は本市データセンター内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。 ・データセンターでは、以下の3か所の入口において入退管理を行う。 1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 上記1及び2においては、ICカードでの認証を行い、3においてはICカード、パスワード及び生体認証(指紋)の三要素での認証を行っている。なお、ICカードは、事前に申請を受けて、入室を許可した者に対して個人ごとに貸与している。 また、入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートでは有人監視を実施するほか、重要な区画の入口には監視カメラを設置している。	事後	記載内容の見直しを行ったもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (右記を追加)	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事後	具体的な対策の内容を追記したもので、当該リスクを明らかに軽減させる変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	Ⅳ リスク対策(その他) 2.従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	記載内容の見直しを行ったもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。